

コンソーシアム参画企業を 募集しています

岩手大学では、ものづくり企業の技術力向上のため、岩手ネットワークシステム (INS) に代表される産学連携をベースに、ものづくり人材の育成や実用化研究開発にこれまで取り組んで参りました。

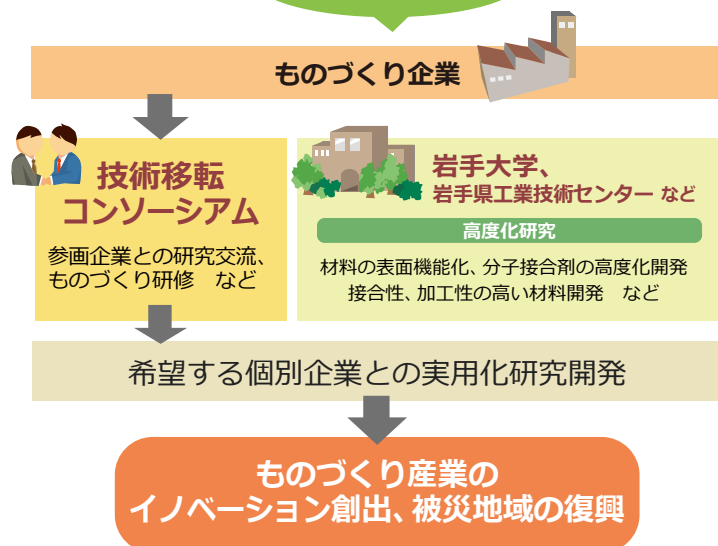
現在、政府の総合科学技術・イノベーション会議が主導する SIPプロジェクトにおいて、本学のシーズ「分子接合技術」を活用し、幅広い製品分野において新たな機能性部材や軽量・低コストな製品を数多く創出する取組を進めています。

本技術にご関心のある企業におかれましては、コンソーシアムへの参画をご検討ください。



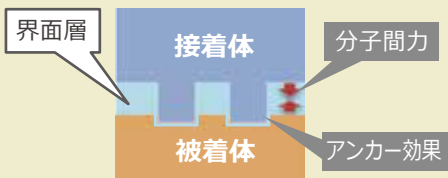
研究開発責任者
工学研究科
教授 平原 英俊

実施体制



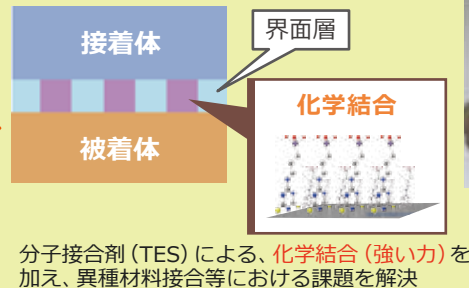
分子接合 技術とは

従来の接着剤による接合の場合



接着させる材料同士の表面(界面)で働く分子同士が
引き合う力 **分子間力(弱い力)**
材料表面の凸凹に接着剤が入り、
抜けずらくなる効果 **アンカー効果**

分子接合



コンソーシアムは、

point
1

会費無料。
会社名は一切公表しません。

point
2

ご希望に応じて
技術の説明と御社ニーズと
のマッチングを行います。

※ご相談にあたっては秘密保持契約をご用意
できます。

point
3

ものづくり研修等のご案内
や各種情報提供を予定して
います。

ご賛同いただける方は、裏面申込書にご記入の上、メール又は FAX でお申込み下さい。
お申込み先には事務局から個別にご連絡をさせていただきます。

お問い合わせ

岩手大学 研究支援・産学連携センター 担当: 佐藤、藤沼

TEL : 019-621-6689 FAX : 019-621-6892 E-mail : iwateeco@iwate-u.ac.jp

【 Webサイトもご覧ください 】

<http://www.ccrd.iwate-u.ac.jp/sip/>

より詳細な技術紹介や活動報告等を行っております。

<https://www.facebook.com/iwateunivsip>

S I P分子接合技術移転コンソーシアム 参加申込書

申込日：平成 年 月 日

(フリガナ)	
貴社名	
所在地・TEL	(〒) TEL :
HP アドレス	URL :
代表者氏名	
業種と主な事業内容	
ご連絡窓口	◎所属/役職 ◎氏名 TEL : FAX: E-mail :
以下にチェック及び記入をお願い致します。	
本会へ参画する理由 (複数回答可)	☐ 技術情報の収集 ☐ 研究者との交流 ☐ 実用化研究開発への期待 ☐ 本学との共同研究の実施 ☐ その他 ()
当該技術を利用して事業化を展望する分野 (自由記載)	
岩手大学との共同研究について	過去に実施した実績がある。 (担当教員名 :) 現在実施中である。 (担当教員名 :) 今後、平成 年度中までを目途に実施を検討している。 (具体的テーマ :)
ものづくり研修について	本会員に対し、当該技術の理解促進のためものづくり研修 (年1回程度)を予定しています。 ☐ 関心がある ☐ 関心はない

※ご記入いただいた情報は、本コンソーシアムの運営において必要な範囲に限定して使用します。

※お申込みにより本会規約に同意したものとみなします。

岩手大学S I P分子接合技術移転コンソーシアム規約

第1条 本会は、「岩手大学S I P分子接合技術移転コンソーシアム」と称する。

第2条 本会は、内閣府S I P (戦略的イノベーション創造プログラム) /革新的設計製造技術「分子接合技術による革新的なものづくり製造技術の研究開発」(以下、プロジェクトという。)の事業目的の範囲において、分子接合技術等の理解と技術移転の円滑化を進め、多くの事業化事業の創出に資する産学連携の促進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 参画企業と岩手大学研究者等との研究交流の促進
- (2) ものづくり研修の実施
- (3) その他、本プロジェクトの推進のため必要とする事項

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 本規約に同意した岩手大学教職員
- (2) 本プロジェクトに関心を持ち本規約に同意した法人又は組織

第5条 本会の会費は無料とする。

第6条 第3条に定める事業を管理するため、業務管理者を置く。

2 業務管理者は、本プロジェクトの研究開発責任者とする。

第7条 本会の事務を処理するため、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構に事務局を置く。

第8条 会員は、本プロジェクトを通じて知り得た秘密情報を、本会の目的以外に使用してはならない。ただし、業務管理者又はその者から本件に関して委任を受けた者の承認を得た場合はこの限りではない。

2 事務局は、本プロジェクトで知り得た情報を本プロジェクトの運営事務に関する一切の処理でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

第9条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本プロジェクトの業務管理者が別に定める。

附則 本規約は、平成26年11月12日から施行する。